

告示

埼玉県告示第千四百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

委託内容	受託者の住所、名称及び代表者 氏名	委託期間
埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によるとされた同条例附則第二項の規定による廃止前の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）第七条の規定に基づく奨学金の返還に係る未収金の収納事務	東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階 弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員 菅野 晴隆	令和五年九月一日 から令和八年八月 三十一日まで